

入札説明書

1 契約担当課

広島市下水道局経営企画課（本庁舎12階）

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電話 082-504-2403（直通）

2 調達内容

(1) 業務名

下水道賠償責任保険業務

(2) 履行の内容等

別紙「仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

令和8年4月1日午後4時～令和9年4月1日午後4時まで

3 入札方式

(1) 本件業務の入札方式は、入札後資格確認型一般競争入札である。

(2) 入札後資格確認型一般競争入札は、一般競争入札に参加する者の入札参加資格の確認を入札前に行わず、開札を行った後において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書を提出した最低入札価格提示者（落札候補者）がある場合に、落札者の決定を保留した上で、落札候補者に一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格の確認に必要な書類（以下「資格確認申請書等」という。）を提出させ、その入札参加資格を有することを確認した場合に、落札者として決定するものである。

(3) 最低入札価格提示者が次に掲げる場合に該当するときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書を提出した者のうち、次順位の入札価格提示者から順次、前記(2)と同様にして、その入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定するものとする。

- ・入札参加資格を有していないと確認した場合
- ・無効な入札の場合

4 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる入札資格を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当しない者であること。

(2) 広島市競争入札参加資格の「令和8・9・10年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-15その他」に登録されている者であること。

(3) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

(4) 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

(5) 保険業法（平成7年6月7日法律第105号）第2条第4項に規定する損害保険会社、同条第9項に規定する外国損害保険会社等又は同法第219条に規定する特定損害保険業免許を有する特定法人であること。

(6) 保険業務に精通した常勤の従業員を前記(3)の所在地に配置していること。

(7) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（ソルベンシー・マージン比率）が200%以上ある

こと。

5 資格確認申請書等の書類の交付方法

本市のホームページ（後記 14(10)参照のこと。以下同じ。）からダウンロードすることができる。

6 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

本市のホームページからダウンロードすることができる。

(2) 入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法

本市のホームページからダウンロードすることができる。

(3) 仕様書等に関する質問

ア 仕様書等に関する質問がある場合は、次により、仕様書等に関する質問書を提出すること。

なお、仕様書等に関する質問書は、本市のホームページからダウンロードできる。

(ア) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付書留郵便）とする。

(イ) 提出期間

a 持参する場合

令和8年2月3日（火）から令和8年2月10日（火）までの日（広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く）の午前8時30分から午後5時まで

b 郵送する場合

令和8年2月3日（火）から令和8年2月10日（火）の午後5時まで（必着）

(ウ) 提出場所及び問い合わせ先

前記1に同じ。

イ 前記アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌開庁日以降において、次のとおり閲覧に供する方法で回答する。

(ア) 閲覧期間

令和8年2月4日（水）から令和8年2月13日（金）までの日（広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く）の午前8時30分から午後5時まで

(イ) 閲覧場所

前記1に同じ。

7 入札の方法

(1) 入札金額は、総価を記載すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（保険料）を入札書に記載すること。

(3) 入札書を提出した後においては、その書換え、差換え又は撤回等は一切認めない。

8 入札書等の提出方法

(1) 入札書

入札書には、入札金額等の必要事項を記載し、記名・押印（押印は、あらかじめ使用印鑑として本市に届け出ている印鑑によること。）した上、定形封筒（長形3号又は長形4号（JIS規格））に入れて提出すること。

なお、入札書は、本市所定の様式（本市のホームページに掲載）を使用して作成すること。

(2) 委任状

代表者及び届出代理人（代表者から継続して委任を受けている旨の届出がされている者）（以下「代表者等」という。）でない者が、当該入札において代理人（届出代理人から委任を受けている復代理人を含む。）として入札する場合は、入札開始前に代表者等からの委任状を提出すること。

代理人として入札する場合は、入札書の入札住所氏名欄の記載は次の例のとおりとなるので、注意すること。

（入札者住所氏名欄の記載例）

〇〇市〇〇町〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

上記代理人 〇〇 〇〇 印

委任状は、本市所定の様式（本市のホームページに掲載。）を使用して作成すること。

なお、再度入札にあっては、初度入札から委任事項に変更がない場合は、提出は不要であること。

9 開札等

(1) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年2月16日（月）午前10時

イ 場所 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市役所本庁舎12階 下水道局長室横会議室

(2) 開札

ア 入札参加者は、開札に立ち会うこと（立ち会うことができる者は、1者につき1名とする。）。

イ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札書を提出した者がいるときは、落札者の決定を保留した上で、当該者を落札候補者とする。

ウ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、開札後直ちに、くじ引きにより落札候補者を決定する。この場合において、くじ引きをしない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじ引きを行う。

エ 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で入札書を提出した者がいないときは、直ちに、再度入札又は再々度入札を行う。この場合、初回入札又は再度入札に参加しなかった者は、再度入札又は再々度入札に参加することができない。

オ その他開札及び落札候補者の決定に関しては、広島市物品売買等に係る入札後資格確認型一般競争入札実施要領に定めるところによる。

10 資格確認申請書等の提出

落札候補者となった者は、次により、資格確認申請書等を持参して提出するものとする。

また、資格確認申請書等に虚偽の記載をした者に対しては、指名停止措置を行うことがある。

(1) 提出先

前記1に同じ。

(2) 添付書類

ア 保険業法（平成7年6月7日法律第105号）第2条第4項に規定する損害保険会社、同条第9項に規定する外国損害保険会社等又は同法第219条に規定する特定損害保険業免許を有する特定法人であることを証明する書類

イ 広島市内の本店又は支店若しくは営業所に勤務する、保険業務に精通した常勤の従業員名簿

ウ 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（ソルベンシー・マージン比率）を示す書類

エ 本保険業務に係る保険約款等の書類（担保される内容を明示したもの）

(3) 提出部数

提出部数は、1部とする。

なお、提出された資格確認申請書等は、返却しない。

(4) 提出期限

令和8年2月16日（月）の午後5時まで

なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。

(5) その他

入札参加者は、資格確認申請書等を前記(4)の提出期限までに提出できるよう準備しておくこと。

11 一般競争入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格の有無については、特別の定めがある場合を除き、開札日時を基準として、前記10により提出された資格確認申請書等に基づき、確認するものとする。この場合において、落札候補者は、本市から資格確認申請書等に関し説明を求められたときは、これに応じなければならない。

なお、落札候補者が、開札日時以後、落札決定までの間に前記4(2)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他競争入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。

12 落札者の決定

(1) 前記11より一般競争入札参加資格を有すると確認された落札候補者を落札者として決定する。

(2) 落札者の決定結果は、入札参加者全員に通知する。

13 本件業務の履行に当たって

(1) 本件業務の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び広島市委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。

(2) 広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに規定する者に該当する事業者が、次に掲げる者として選定されることがないように、必要な措置を講じなければならない。

ア 本市発注契約に係る下請契約等（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第3条第1項に規定する下請契約等をいう。以下同じ。）の当事者

イ 本市発注契約に基づいて行われる資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）の当事者又は代理若しくは媒介をする者

なお、上記に掲げる事業者が本件業務を履行するための下請契約等の当事者又は資材、原材料等の売買その他の契約の当事者となっていた場合には、本件業務の契約を解除し、及び指名停止措置を行うことがある。

(3) 本件業務の履行に当たり、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに本市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。報告又は届出がない場合は、指名停止措置を行うことがある。

14 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 入札回数

入札回数は、3回限りとする。

(4) 契約保証金

免除する。

(5) 契約書等の作成

ア 契約の相手方が決定したときは、本市が定めた日に保険証券を徴するものとする。

イ 本市が保険契約申込書を提出し、落札者が本市が指定した期日までに受諾し、前記アを行わないときは、落札の決定を取消すとともに、広島市競争入札参加資格を取り消す。また、落札決定を取り消された者は、損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

ウ 保険証券等の作成に要する費用は、すべて落札者の負担とする。

(6) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。また、開札後においても、発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。

前記により入札を延期し、又は中止したことに伴い入札参加者に発生した損害については、本市は一切の負担を負わないものとする。

なお、入札公告後に入札中止、訂正又は入札関係資料の修正を行う場合には、本市のホームページ(<http://www.city.hiroshima.lg.jp/> のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「中止公告・訂正公告・入札関係資料の修正等を行った案件」)に掲載するので入札前に確認すること。

(7) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札

イ 資格確認申請書等の書類に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札金額を訂正したもの

エ その他規則第8条各号のいずれかに該当する入札

(8) 予算の成立及び契約締結日

本契約については、本件に係る予算の成立を条件にするとともに、契約締結日は令和8年4月1日とする。

(9) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、広島市契約規則その他関係法令及び本市の要綱、要領等（以下の入札関係資料等を含む。）を承知の上で入札に参加すること。

(10) この入札に係る資料等は、次のとおり、広島市のホームページに掲載する。

入札関係資料等	掲載場所
<ul style="list-style-type: none">・入札公告（写し）・入札説明書・仕様書・敷地面積・管渠延長資料・平成18年～令和7年度下水道賠償責任保険に係る事故履歴一覧・入札書様式・委任状様式・一般競争入札参加資格確認申請書様式・仕様書等に関する質問書様式・個人情報取扱特記事項	広島市のホームページ(http://www.city.hiroshima.lg.jp/)のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」の「入札発注情報」→「調達情報公開システムに掲載されない入札・見積情報」→「令和8年度案件（市長部局）」の添付資料からダウンロードすること。

入札関係資料等	掲載場所
<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品売買等競争入札参加者の手引 	<p>広島市のホームページ(http://www.city.hiroshima.lg.jp/)のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「各種様式(入札・契約関係)」→「物品・役務」からダウンロードすること。</p>